

## 【第 40 回保健師コラム】～健康診断と法律のお話～

みなさま、こんにちは。健保保健師の肥後です。

今回はタイトルの通り、健康診断にまつわる法律について取り上げます。

なぜ健康診断を受ける必要があるのかご存知でしょうか。

その答えは**労働安全衛生法**にあります。

この法律の中に「事業者は、労働安全衛生法第 66 条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。」と明記されています。

会社は労働者を、健康な状態で働かせるという「安全配慮義務」があるためです。

ヤマトグループでも年に 1 回※実施している法的根拠になります。(※夜勤者は年 2 回)

さてその健康診断の結果ですが、毎回確認はされていますでしょうか。

会社は健康診断の結果を通知する義務があり、これについても※**安衛法**で定められています。(※労働安全衛生法の略称)

結果に「異常なし」とあった方は、何らかの自覚症状がない限り、今は問題を認めなかった、と考えられます。40 歳未満の方には多いかもしれませんが、加齢とともに起きている検査値の変化を確認してください。

「受診が必要」とあった方は、項目をご確認の上、受診をしていただく必要があります。

ヤマト運輸では、特定の項目で基準該当をした社員に対して、一斉に受診を促すお手紙をお送りしています。受診の内容をWEBで報告する、というのですが、お手紙が来た方、もう報告はお済みですか？

また、ヤマト運輸以外では会社から受診を促すお手紙など届いておりますでしょうか。

特に血圧や血糖値で該当した方は、生活習慣病のリスクがあります。必ず受診し、期日までに医師の診断結果の報告を済ませてください。

このことも安衛法第に定められています。(結果についての医師等からの意見聴取、実施後の措置)

結果を受けて保健指導の対象になった方は漏れなく受けていただき、ご自身の生活習慣を改善するきっかけにさせていただくようにお願いします。対象になった方は、放置しておくと、脳卒中や心筋梗塞などのリスクが高くなる方です。こちらについても、安衛法に定められています。(結果に基づく保健指導)

上記のように法律で義務付けられているということは、命や健康を守るために最低限必要だということです。健康診断の結果を、ぜひあなたの健やかな将来のためにご活用ください。

＼LINE やってます／

お友達になっていただくと、健保より健康に役立つ情報を受け取られます。

まだの方はこの機会にぜひご登録ください。<https://lin.ee/3FD9CJS>"

それでは次回も、お楽しみに。